静岡労研ニュース NO.66 2016年9月 静岡県労働研究所

◎ 第8回中間総会&記念講演

8月6日(土)

於:静岡県産業経済会館

「非正規大国」日本の雇用と労働

報告者:伍賀 一道 氏(金沢大学名誉教授)

●第8回中間総会

第1年次の活動報告として、「非正規雇用問題」 について、「同一価値労働同一賃金」の位置づけと、 雇用・組織化の問題が討議されました。

第2年次の活動方針として、引き続き「非正規労働者の賃金・雇用・組織化」に取り組むと同時に、 正社員の問題を取り上げることの必要性が提起されました。

また SNS を利用した情報拡散についても検討する意見が出されました。

●講演「「非正規大国」日本の現状と改革の課題」 講師: 伍賀一道 氏(金沢大学名誉教授)

1「非正規大国」とは

最初に、日本は完全失業率が EU 等に比較して低いにもかかわらず、相対的貧困率が高いのはなぜかということですが、それは低所得層のワーキングプアが多数存在しているためです。ワーキングプアと過労死予備軍をセットにした働かせ方こそが、「非正規大国」の実態です。

2「非正規大国」化の背景

日本では 1960 年代前半までは福祉国家型の労働市場政策が行われ、失業者の生活保障と現役労働者の雇用確保が、一定行われてきました。

それが企業内福祉による終身雇用を経て、新自由 主義的労働市場政策に転換することにより、失業と 正規雇用の間に、膨大な半失業(不安定就業)の労 働者が生み出されました。

2014年における完全失業率は3.6%ですが、半失業者を加えた失業率は12%程度となります。

3「非正規大国」化を加速する安倍「労働改革」 安倍「労働改革」は、人材ビジネスを活用した雇 用流動化、正社員を無限定正社員と限定正社員に二分割、解雇の金銭解決制度、ホワイトカラー・エグゼンプション等があります。

昨年成立した新派遣法は、派遣先が派遣労働者を 入れ替えすれば永続的に派遣労働のシステムを使 い続けることができます。有期契約の派遣労働者か ら見れば、3年毎に仕事を失うリスクを負わされま す。特に40代、50代の人たちにとって、次の派遣 先を見つけることは限られます。

4「まともな雇用と働き方」を実現する課題 ①労働時間規制

総労働時間の上限規制や、インターバル時間の確保が必要です。不払い残業を解消すれば163万人の雇用が創出できますし、年間実残業時間を半分に短縮すれば213万人の雇用が創出できます。

②最低賃金 1000 円の早期実現と 1500 円への運動

最低賃金 1000 円が実現すると、1 日 9 時間(残業 1 時間)、週 5 日、年間 50 週就労の場合、年収 231 万円未満は最低賃金違反となります。

また最低賃金 1500 円の場合、1 日 10 時間(残業2 時間)、週 5 日、年間 50 週就労の場合、年収 400万円未満は最低賃金違反となります。

③非正規雇用の正規雇用化

フォルクスワーゲン社の「派遣労働憲章」では、派遣労働者の比率は事業所従業員の5%までと上限が設定されています。

④新派遣法のもとでの派遣先労働組合の対応

新派遣法施行後の 2018 年夏に、派遣先労働組合の対応が問われます。派遣労働者は「別会社の労働者」という、派遣法が創り出した虚構を打ち破る闘いが求められます。

*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内) メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ http://www.geocities.jp/shizuokarouken/